

議員提出議案第1号

三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	粕谷稔
賛成者	〃	土屋けんいち
〃	〃	大倉あき子
〃	〃	谷口敏也
〃	〃	大城美幸
〃	〃	野村羊子
〃	〃	山田さとみ
〃	〃	半田伸明
〃	〃	成田ちひろ
〃	〃	中泉きよし
〃	〃	蛭澤征剛

## 三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の右に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「、及び」を「及び」に、「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の右に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第74条中「第31条」を「第31条第1項から第3項まで」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第158条を第166条とし、第157条を第165条とし、同条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第165条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条及び第140条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第165条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うこ

とができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第153条から第156条までを8条ずつ繰り下げる。

第152条中「ことは」を「ことが」に改め、同条を第160条とし、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第151条第2項ただし書中「第105条第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第159条とする。

第150条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第158条とする。

第149条を第157条とする。

第148条の見出し中「印刷物」を削り、同条本文中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改め、同条を第156条とし、第144条から第147条までを8条ずつ繰り下げる。

第143条本文中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「理由により」の右に「会議への出席に必要と認められる物であつて」を加え、「の許可を得たとき」を「にあらかじめ届け出たものについて」に改め、同条を第151条とする。

第142条を第150条とする。

第141条を次のように改める。

(決定の通知)

第141条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第141条を第149条とし、第137条から第140条までを8条ずつ繰り下げる。

第136条中「、その内容が請願に適合するもの」を「議長が必要であると認めるもの」に改め、同条を第144条とする。

第135条中「これを請求」を「、これを請求」に改め、同条を第143条とする。

第134条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第134条を第142条とする。

第133条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第133条を第141条とし、第132条を第140条とする。

第131条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第131条を第139条とする。

第130条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第138条とする。

第129条を第137条とし、第128条を第136条とする。

第127条中「第31条、」を「第31条第1項から第3項まで」に改め、同条を第135条とし、第122条から第126条までを8条ずつ繰り下げる。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第121条を第129条とし、第120条を第128条とする。

第119条中「前章」を「第1章」に改め、同条を第127条とし、第118条を第126条とする。

第117条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条本文中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第117条を第125条とし、第111条から第116条までを8条ずつ繰り下げる。

第110条に次の1項を加える。

- 2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第110条を第118条とする。

第109条第1項中「議員」の右に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない」を「委員外」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第109条を第117条とする。

第108条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第116条とする。

第107条を第115条とする。

第106条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第114条とする。

第93条から第105条までを8条ずつ繰り下げる。

第92条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第92条を第100条とし、第87条から第91条までを8条ずつ繰り下げる。

第86条を第94条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第81条から第85条までを8条ずつ繰り下げる。

第80条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削り、同条を第88条とする。

第79条を第87条とする。

第78条の2中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削り、同条を第86条とする。

第78条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「による速記又は録音記録による」を「その他議長が適当と認める方法によって記録する」に改め、同条を第85条とする。

第77条の8第2項中「前3条」を「第81条、第82条及び第83条」に改め、同条を第84条とする。

第77条の7を第83条とし、第77条の6を第82条とし、第77条の5を第81条とする。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条を第80条とする。

第77条の3を第79条とし、第77条の2を第78条とする。

附 則



この規則は、令和6年8月1日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正により、従来は文書で行われていた手続についてオンライン化が可能となったことに対応するとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会会議規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>	<p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>
<p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p>	<p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p>
<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>
<p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び</u>提出することができない。</p>	<p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び</u>提出することができない。</p>
<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しな</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出し</p>

なければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2、3 省略

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

なければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2、3 省略

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 省略

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2、3 省略

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認める場合は、注意し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

3 省略

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 省略

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつ

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 省略

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2、3 省略

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認める場合は、注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

3 省略

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 省略

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(公聴会開催の手続)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決が

たときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 省略

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2、3 省略

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 省略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

あったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 省略

(公述人の発言)

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2、3 省略

(議員と公述人の質疑)

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 省略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

<p>第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>2 議事は、速記法<u>その他議長が適当と認める方法</u>によって記録する。</p>	<p>第78条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>2 議事は、速記法による速記又は録音記録による。</p>
<p>(会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。</p>	<p>(会議録の配布)</p> <p>第78条の2 会議録は、議員及び関係者に配布</p>
<p>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)</p>	<p>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)</p>
<p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p>	<p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第79条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p>
<p>(会議録署名議員)</p> <p>第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>	<p>(会議録署名議員)</p> <p>第80条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的</p>
<p>記録をもって作成されている場合にあつては、</p>	<p>法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>
<p>(会議録の保存年限)</p> <p>第89条 会議録の保存年限は、永年とする。</p>	<p>(会議録の保存年限)</p> <p>第81条 会議録の保存年限は、永年とする。</p>
<p>(議長への通知)</p> <p>第90条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p>	<p>(議長への通知)</p> <p>第82条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p>
<p>(欠席、遅参又は早退の届出)</p> <p>第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、遅参するとき、又は早退するとき、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。</p>	<p>(欠席、遅参又は早退の届出)</p> <p>第83条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、遅参するとき、又は早退するとき、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>

(会議中の委員会の禁止)

第92条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第93条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 省略

(定足数に関する措置)

第94条 開議時刻後、相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2、3 省略

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

(議題の宣告)

第95条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第97条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(会議中の委員会の禁止)

第84条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第85条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 省略

(定足数に関する措置)

第86条 開議時刻後、相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2、3 省略

(議題の宣告)

第87条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第88条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第90条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いぬで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならぬ。

(委員の議案修正)

第101条 委員が修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第102条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第103条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第104条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第105条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 省略

(先決動議の表決順序)

第91条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いぬで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第92条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第93条 委員が修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第94条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第95条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第96条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第97条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 省略



(委員の派遣)

第106条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第108条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 省略

(議決事件の字句、数字等の整理)

第109条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(指定者以外の者の退場)

第112条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第113条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 省略

(委員の派遣)

第98条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第99条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第100条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 省略

(議決事件の字句、数字等の整理)

第101条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第102条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第103条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(指定者以外の者の退場)

第104条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第105条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 省略

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第115条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 省略

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定

(発言の許可)

第106条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第107条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第108条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 省略

(委員外議員の発言)

第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第110条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言時間の制限)

第119条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 省略

(議事進行に関する発言)

第120条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 省略

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第122条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2、3 省略

(選挙及び表決時の発言制限)

第123条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配布)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読を

(発言時間の制限)

第111条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 省略

(議事進行に関する発言)

第112条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 省略

(発言の継続)

第113条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第114条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2、3 省略

(選挙及び表決時の発言制限)

第115条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第116条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第117条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

もって配布に代えることができる。

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2～6 省略

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手又は起立による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手又は起立させ、挙手者又は起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 省略

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 省略

(記名投票)

第133条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所

(互選の方法)

第118条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2～6 省略

(選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第120条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第121条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第122条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手又は起立による表決)

第123条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手又は起立させ、挙手者又は起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 省略

(投票による表決)

第124条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 省略

(記名投票)

第125条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所

定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 省略

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第136条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手又は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第126条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 省略

(選挙規定の準用)

第127条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条、及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第128条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第129条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手又は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第130条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第131条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

<p>2、3 省略</p> <p>4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>（請願文書表の作成及び配布）</p>	<p>2、3 省略</p> <p>4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>（請願文書表の作成及び配布）</p>
<p>第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p> <p>2、3 省略</p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p>	<p>第132条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p> <p>2、3 省略</p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p>
<p>第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p>	<p>第133条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p>
<p>2 省略</p> <p>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</p> <p>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>（請願の審査報告）</p>	<p>2 省略</p> <p>（請願の審査報告）</p>
<p>第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p>	<p>第134条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p>
<p>(1)、(2) 省略</p> <p>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</p> <p>3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告）</p>	<p>(1)、(2) 省略</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告）</p>

の請求)

第143条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第144条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第145条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2、3 省略

(議員の辞職)

第146条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 省略

(資格決定の要求)

第147条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第148条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第149条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

の請求)

第135条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第136条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第137条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2、3 省略

(議員の辞職)

第138条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 省略

(資格決定の要求)

第139条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第140条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第141条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(品位の尊重)

第150条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第152条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第153条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第154条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第155条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第157条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるとき

(品位の尊重)

第142条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第143条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第144条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第145条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第146条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第147条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第149条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第150条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるとき



は、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第159条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第113条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第161条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第162条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第163条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第164条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

きは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第151条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第105条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第152条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第152条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第153条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第154条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第155条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第156条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

(議員の派遣)

第165条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 省略

(電子情報処理組織による通知等)

第165条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)

に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えら

(議員の派遣)

第157条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 省略

れたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条及び第140条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連著し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以

下この項から第5項までにおいて同じ。）」  
とする。

(電磁的記録による作成等)

第165条の3 この規則の規定(第28条第1項  
(第74条において準用される場合を含む。)  
を除く。)において議会等が文書等を作成し、  
又は保存すること(次項において「作成等」  
という。)が規定されているものについては、  
当該規定にかかわらず、議長が定めるところ  
により、当該文書等に係る電磁的記録により  
行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等に  
ついては、当該作成等に関するこの規則の規定  
により文書等により行われたものとみなし  
て、当該作成等に関するこの規則の規定を適  
用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第166条 この規則の疑義は、議長が決定する。  
ただし、議員から異議があるときは、会議に  
諮って決定する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第158条 この規則の疑義は、議長が決定する。  
ただし、議員から異議があるときは、会議に諮  
って決定する。